

都市基盤整備事業の推進について

【建設部会】

市街地再開発事業は、採算性や共同化のための権利調整作業を伴う困難な事業である。同事業は、街路の拡幅や駐車場の整備等、地域の都市機能の更新も伴う事業であることから、国や地方公共団体は、事業を促進するため、助成の対象としている。

原則として、地方公共団体の補助率は補助対象費用の 2/3 で、国は地方公共団体の補助に要する費用の 1/2 となっており、最終的には国 1/3、地方 1/3、施行者 1/3 という負担割合となる。県が補助金を廃止した場合、市町村の負担割合によっては国費も 1/3 の負担割合とならない状況となり、市町村負担が大きくなることも想定されるとともに、施行者の事業実施にも影響を及ぼす可能性がある。

また、私たちの身近にある生活に密着した道路は、人や車の通行に止まらず、日照、通風の確保といった住環境の改善や、消防・救急活動の円滑化、火災時の延焼防止、在宅福祉サービスを行う車両の通行確保などさまざまな役割を担っている。

幅員が 4 m 未満の狭あい道路と呼ばれる道路は、道路としての様々な役割を担うのには不十分であり、高齢化社会の進展や危機管理の面からも、引き続き幅員 4 m 以上への拡幅整備を促進する必要があることから、事業を安定的に継続実施し、安全で良好な生活環境の実現を図る必要がある。

建築基準法では、都市計画区域内において、幅員が 4 m 未満の道路に接する敷地での建築行為について「後退義務」を課しているが、後退部分の取り扱いについては規定がなく、昭和 25 年の法施行後 60 年以上経過しているものの、現在でも多くの狭あい道路が存在している。また、市道の拡幅事業も一定の区間において、沿線すべての関係者の同意を得ることが難しい状況にある。

以上を踏まえ、次の事項について国に働きかけるほか、県においても適切な措置を講じるよう要望する。

- 1 平成 24 年 3 月に定められた「長野県行政・財政改革方針」の中で、県単独補助金見直しの実施が記載されており、市街地再開発事業等に

対する補助も見直し対象となっている。地方都市においては、当該事業へのニーズは不変であり、国費の枠組みによりソフト事業を含め県の助成措置が必要である。市街地再開発事業には多額の民間投資を伴うことから、当該事業を誘発する施策として県の関与は必要と考える。

よって、市街地における土地の有効利用を図り、中心市街地の活性化と快適で暮らしやすいまちづくりを進める上で、施行者や市町村の費用負担軽減のためにも県補助金を継続すること。

- 2 狭あい道路整備等促進事業制度は、安全で良好な生活環境の向上を図るため、狭あい道路の解消事業に対する補助制度として平成21年度に創設され、平成25年度までの事業について補助することができることとなっているが、未だに多くの狭あい道路が存在することから、本事業が円滑に継続的に実施できるよう期間の延長を国に要望すること。